

## 金沢地方裁判所委員会（第14回）議事概要

### 1 開催日時

1月12日(火)午後1時30分～午後4時00分

### 2 開催場所

金沢地方裁判所大会議室

### 3 出席者（50音順）

荒木龍平委員，加藤幸雄委員長，神坂尚委員，狩山久弥委員，清水光男委員，  
田中則男委員，富木昭光委員，西田登喜子委員，西村賢了委員，野田政仁委員，  
福本知行委員，山本真千子委員

(オブザーバー)

中垣内健治民事部総括裁判官，中山誠一裁判官

(事務担当者)

藤田事務局長，長谷川民事首席書記官，藤原刑事首席書記官，浦城総務課長，  
浅川会計課長，大場総務課課長補佐

### 4 意見交換のテーマ

(1) 労働審判制度について

(2) 裁判所新庁舎について

### 5 進行

(1) 異動に伴う委員の紹介・あいさつ

(2) 意見交換

発言の要旨は別紙のとおり

(3) 次回の意見交換のテーマ

裁判員裁判について

(4) 次回開催期日

平成22年7月9日(金)午後1時30分～4時00分

(別紙)

### 意見交換における主な発言の要旨

(□は委員長の発言・○は委員の発言・△はオブザーバー等の発言)

#### 1 労働審判制度について

オブザーバーより、労働審判制度のア制度概要、イ手続の進行イメージ（運用の実情）及びウ事件動向等の説明がなされた。

- 当庁での平成21年における事件の急増は、労働審判制度に対する国民の期待の大きさと再認識している。また金沢では事件が円満に解決する率も高い。
- △ 本人が労働審判事件を申立てることはほとんどない。基本的に3回の期日で終了するため、限られた期間に主張・立証を行うことは負担が大きいことから、窓口へ相談に来る当事者に対しては弁護士に依頼することを勧めている。金沢地裁で事件が増加したのは、弁護士が本人から事件を受任して申立てを行った結果であると思われる。
- 裁判所の労働審判制度と労働基準監督署の指導監督等との関連性はどうなっているか。
- △ 労働基準監督署が行う指導監督や労働局の紛争調整委員会によるあっせん等は、行政による紛争解決方法である。行政は万単位の相談を受けて対応しており、相談者は行政機関から手続紹介を受けて、労働審判の申立てを行っているようである。
- 最近、個別労働紛争が増加しているが、裁判所の手続を利用するには覚悟がいるため、労働局の紛争調整委員会のあっせんで妥協する者が多い。労働審判の申立てを行うのは、必ず勝訴できると思われる場合か、よほど腹に据えかねた場合だけである。労働組合には、未組織労働者からの相談が多くある。その場合は、労働局に掛け合うよう指導している。

従前の訴訟による紛争解決では、相当な日数と費用を要するため、二の足を踏むことが多かったが、労働審判は3回で終了するため評価している。

- これまで、小さな紛争は労働基準監督署等で処理されていたが、リーマンショック以降、企業が倒産し、労働者全員が解雇となる等の事態が増加したことから、行政での対応が間に合わず、裁判所での解決を求める人が増えたと思われる。石川でも企業の廃業や倒産が多く、労働紛争も多い。年に3回ほど、労働局が経営者の代表との懇談会を実施しているが、なかなか解決策がない。労働関係の調停で解決する場合もあるが、効率的に解決する機関がない。
- 金沢では、労働審判制度において、調停成立の割合が9割を超えていが、その原因は何か。
- △ 訴訟になれば徹底抗戦になることから、双方が早期解決のために互いに折り合っているためだと思われる。
- 企業にとって、労働紛争が公になることは不名誉なため、企業側にはそれを避けるために早期解決を求める心理がある。労働審判の申立てをされることは、それだけで企業にとって脅威であり、早期解決につながる。
- 労働審判事件は審理の回数が限られるので、駆け引きをしなくても済むメリットがある。また、裁判所と労使の三者から調停案が提示されるため、当事者にとっては、それぞれの味方がいるといった信頼感もある。
- 今後、更に労働審判制度が浸透すれば事件数の増加が見込まれるが、現在の労働審判員の人数で対処できるのか。
- 調停官のように、労使問題に詳しい弁護士をパート的に審判員として事件に関与させてはどうか。
- 裁判所としても、労働審判事件の運営に支障をきたすことのないよう、労働審判員の確保が必要であると考えているが、労働審判員は、企業側は経営者で、労働者側は労働組合の幹部職にある者など、皆多忙であることから、確保が困難であると聞いている。
- 労働審判を申し立てる前に、必ず調停の申立てをさせてはどうか。
- 調停前置については、検討の余地はあるが、一刻も早く訴訟を提起したい人

もいるであろう。

- 労働審判事件での調停成立率が高いことを、多くの人に公表すれば利用率がより上昇するのではないか。また、解決のノウハウを開示できれば、現場でのノウハウを利用した解決ができるのではないか。

## 2 裁判所新庁舎について

事務局長より、外観デザイン案を元に次のコンセプトについての説明がされた。

- (1) 古都金沢にマッチした庁舎を目指す
- (2) 明るく開かれた裁判所を目指す
- (3) 障害をお持ちの方にもやさしい裁判所を目指す
- (4) 利用しやすい裁判所を目指す

□ 新庁舎について、配慮した点は何か。

△ 条例による高さ制限のため、新庁舎の高さには限界があるが、他方、法廷の標準的な天井の高さは他の部屋のそれより高い仕様である。新庁舎はこの問題をクリアするため、法廷の天井高を標準よりやや低くすることとした。また、裁判所としての機能を果たす一方、景観との調和が取れた外観となるよう配慮した。駐車場については、現在と同程度の駐車台数を確保する予定である。

また、仮庁舎の間、駐車場が無くなるが、裁判所利用者に利用できない旨を予め案内することとしたい。なお、緊急車両や障害者用駐車場については、工事中でも確保する予定である。

- 裁判所に車で来庁する当事者が、駐車に手間取り、期日に遅れることもある。当事者には、最寄りのバス停などを示したらどうか。
  - 裁判所周辺はカラスが多く、新庁舎のガラスの吹き抜け部分に糞がつくと掃除が大変であるが、対処は検討されているか。
- カラスの糞が建物に与える影響等を見た上で、今後検討したい。